

酒田市農業委員会の委員の候補者を募集します

受付期間 令和8年6月1日(月)～6月30日(火)

酒田市農業委員会の委員（以下、「農業委員」という。）の候補者を以下のとおり募集します。

1 応募方法

- 推薦により応募する方法：①個人（3人以上）からの推薦、②法人または団体・組織（例：地区における自治会、農業協同組合、生産組合、女性・青年農業者組織など）からの推薦 のいずれか
- 自ら応募する方法

2 募集人数 29人

- (内訳) ①過半数を認定農業者等とする
②農業分野以外の者の意見を反映させるため、利害関係を有しない者を1人以上含むこととする

3 任期

令和8年12月1日から令和11年11月30日までの3年間

4 身分

酒田市特別職の非常勤職員

5 主な職務内容

- 農地等の利用の最適化の推進(※)に関する相談や調整の対応
 - 農地の所有者と耕作者とのマッチング、農地パトロール、農地の貸し借りや売買への斡旋のほか、農家からの相談等に関わる業務
- ※「農地等の利用の最適化の推進」とは… 次の3つを重点課題として取り組みます。
- 担い手への農地集積・集約化
 - 遊休農地の発生防止・解消
 - 新規就農者の参入促進
- 農業者の高齢化や後継者不足に対応するため、農業委員会が中心となり地域ぐるみで農地の守り方を話し合い、効率的・高度な農地利用を目指します。
- 農地法等に基づく許認可や審査及び現地確認に関すること
 - 農業委員会総会（毎月開催）での審議・決定、現地調査等に関する業務
 - 農業関連の調査及び情報提供等に関すること
 - 農業委員会報の発行、市への意見書提出、農作業基準貸金、参考貸借料等に関する業務
 - 農業者年金の加入推進等に関すること

6 農業委員報酬

月額40,000円（活動実績に応じて加算あり）

7 応募の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者

8 農業委員の選任方法

酒田市農業委員会の委員等に関する条例、酒田市農業委員会の委員の候補者の選考等に関する規則に基づいて選任します。

ただし、選任に当たっては、認定農業者等が過半数を占めなければならないとともに、農業分野以外の者の意見を反映させるため、利害関係を有しない者を1人以上含めるように選任します。

9 応募手続き

指定の様式に必要事項を記入し、添付書類を添えて次のとおり提出してください。

なお、募集に係る書類は返却しません。

(1) 応募用紙の入手方法（令和8年5月1日から入手できます。）

- ①酒田市農業委員会事務局及び各総合支所（八幡、松山、平田）建設産業係の窓口で受け取り
- ②酒田市ホームページ<http://www.city.sakata.lg.jp> よりダウンロード

(2) 提出書類

様 式

- ①推薦を受けて応募する場合は、様式第1号…「酒田市農業委員会の委員候補者推薦書」
- ②自ら応募する場合は、様式第2号…「酒田市農業委員会の委員候補者応募書」

添 付 書 類

住民票個人のもの原本1通

（推薦を受ける者又は自ら応募する者本人のもので、本籍記載あり、マイナンバー省略で発行後3か月以内のもの）

(3) 提出方法

「酒田市農業委員会の委員候補者」となられるご本人が、上記（2）の必要書類を酒田市農業委員会事務局の窓口へご提出ください。

(4) 受付期間等

- ①期間：令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで
 - ②時間：上記期間内の開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ※ 最終日は、時間内での受付窓口必着となります。
- ※ 募集人数に満たない等の場合は、受付期間を延長し、酒田市ホームページでお知らせします。

